

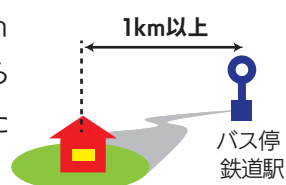
■支援の対象地域

以下に示す公共交通不便地等を含む地域を支援対象としています。※詳しくは市にご相談ください。

＜公共交通不便地等＞

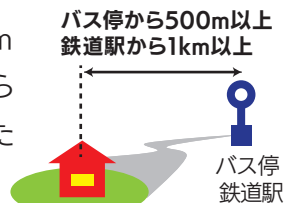
公共交通空白地

バス停から概ね1km以上離れ、鉄道駅から概ね1km以上離れた地域



公共交通不便地

バス停から概ね500m以上離れ、鉄道駅から概ね1km以上離れた地域



公共交通不便地に準ずる地域①

バス停または鉄道駅のうち最も近いものとの標高差が概ね40m以上となっている地域

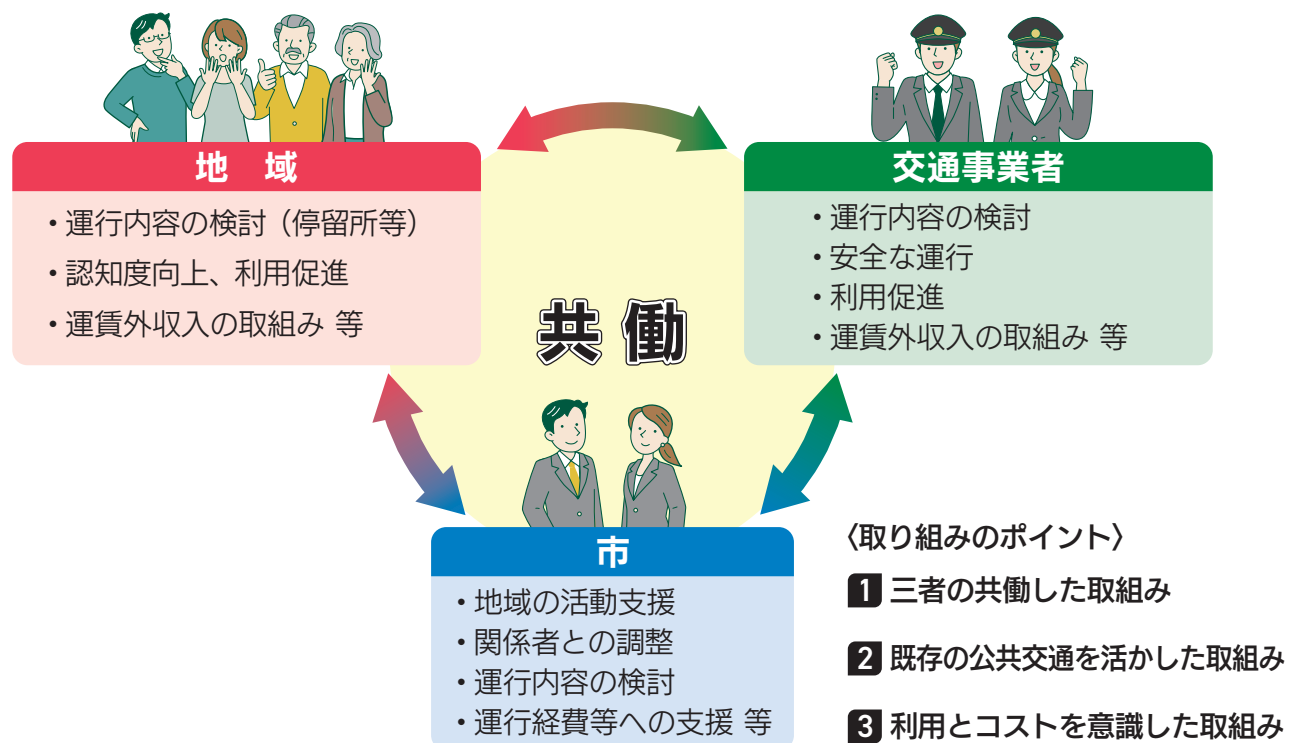


公共交通不便地に準ずる地域②

バス停・鉄道駅までの経路について、迂回を要する(概ね500m以上)、坂道がきつい(勾配が概ね8%)等、公共交通が不便と考えられる地域



■取組みの実施体制



生活交通確保の手引き

生活交通確保の手引き

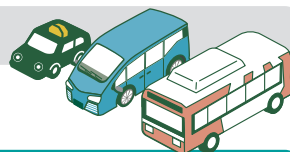
概要版 〈発行年 令和7年6月〉



福岡市

地域の皆様が公共交通を使って便利にお出かけできるよう、地域の課題解決に向けた取組みを福岡市がサポートします。

まずは今ある公共交通を確認しましょう



便利な公共交通をうまく活用しましょう

今ある公共交通では困っている

どのようなお困りごとなのか考えてみましょう

もう少し近くにバス停があれば…

バス停追加やルート変更などを検討しましょう

今ある公共交通ではお困りごとに対応できない

地域で新たな公共交通の導入を検討しましょう

■取組みの主な流れ・取組みに係る補助制度(福岡市公共交通不便地対策補助金交付要綱)

新たな公共交通の導入にあたっては、地域・交通事業者・福岡市の三者が共働して、運行内容の検討から実証運行の実施など段階的に取り組みます。

また、福岡市公共交通不便地対策補助金交付要綱に基づき、調査・検討や運行に関する経費の一部を支援する補助制度があります。

	ステップ1 調査・検討	ステップ2 実証運行	ステップ3 本格運行
	運行内容や利用促進の検討・運行協議会の立ち上げ	運行内容の確認・改善等利用促進等の取組み	運行内容の確認・改善等利用促進等の取組み
地域	・停留所等の検討、協議 など	・利用促進の取組み ・利用状況の確認 など	・利用促進の取組み ・利用状況の確認 など
交通事業者	・運行内容の提案 ・停留所など運行に向けた準備 など	・安全な運行 ・利用促進の取組み ・目標収支率の確認 など	・安全な運行 ・利用促進の取組み ・目標収支率の確認 など
福岡市	・関係者との調整 ・検討経費支援 など	・関係者との調整 ・利用促進の取組み ・運行経費支援 など	・関係者との調整 ・利用促進の取組み ・運行経費支援 など
補助対象	調査・検討費	実証運行経費、初期経費、システム改修費、利便性向上・利用促進等経費	本格運行経費、システム改修費、利便性向上・利用促進等経費
金額 ^{※1}	年間50万円まで	収支差額	収支差額
期間	最長5年	1年(最長3年)	—
目標収支率 ^{※2}	—	20% (1年目は10%、2年目は15%に緩和)	20%以上

目標収支率2割を達成⇒本格運行へ移行

※1 実証運行・本格運行については、経費毎に上限があります(要綱参照)

※2 運行継続のためには目標収支率の達成が必要です

■多様な交通手段

交通手段には様々な運行形態があり、地域の実情にあったものとするのが大切です。以下の図を参考に検討してみましょう。

<持続可能な生活交通の確保イメージ>



<運行形態等>

運行ルート	路線運行(ルートあり)	区域運行(ルートなし)	路線運行(ルートあり)
運行ダイヤ・利用方法	ダイヤあり・予約不要	ダイヤなし・予約要	ダイヤあり・予約要
運行形態	路線バス(大型・中型・小型) 路線バス(ミニバス) オンデマンド交通 デマンド交通(区域) デマンド交通(不定期)		
	大	輸送量(利用者)	小
	路線定期運行	区域運行	路線不定期運行